

# 男女共同参画推進連携会議の今後の活動について（案）

平成 27 年 10 月 21 日 男女共同参画推進連携会議決定

平成 28 年 10 月 13 日 改訂

※ \_\_\_\_\_は今回追加・修正

平成27年8月から平成29年半ばまでの活動方針は以下のとおりとする。

## 1. 全体会議（年1～2回程度）

- ・全体会議は、有識者議員および団体推薦議員が参加し、チーム活動、共催事業等の成果報告等を実施する。また、各構成団体の取組好事例の紹介・共有等を行う。

## 2. 企画委員会（年1～2回程度）

- ・企画委員会は、有識者議員が参加し、推進連携会議の活動テーマ・方針の検討、共催事業の採択審査、広報用パンフレットの作成・検討等を行う。

## 3. チーム活動（各チームごとに年数回程度）

### <1>活動テーマや活動方法等

- ・チームの活動テーマや活動方法は、企画委員会にて検討した上で、全体会議において決定する。チームではこれらに基づき、広報資料の作成・配布、セミナー・シンポジウムの開催、調査の実施等、具体的、実践的な活動を行う。また、活動に当たってはチーム相互の情報連携に配慮する。なお、チーム活動ので得た情報や問題意識、成果物は、議員の所属・傘下団体、企業、個人等に積極的に周知を行う。
- ・有識者議員はいずれかのチームに必ず参加する。団体推薦議員はいずれかのチームに可能な限り参加し、複数チームへの参加を妨げない。
- ・チーム活動においては、議員の所属団体の取組について、積極的に情報発信する場を設ける。

### <2>チームの活動テーマ

#### （1）女性のエンパワーメント促進チーム（継続・拡大）

- ・平成 27 年 8 月に成立した女性活躍推進法なども踏まえ、特に中小企業におけるエンパワーメント促進、男性の当事者意識醸成に向けた取組等を実施する。
- ・WEPs（女性のエンパワーメント原則）や「輝く女性の活躍を加速する男性リーダーの会 行動宣言」等、女性活躍を推進する各種宣言等の理解促進を進めるための方策について検討する。また、国内の企業・関連団体等へ賛同への働きかけを行い、上記宣言等の広報に努め、署名企業、賛同者を拡大する。

## (2) 次世代への働きかけチーム（新設）

- ・各府省、都道府県等が作成している若年層向けの男女共同参画推進ツールに関する情報収集や好事例を発信する等の取組を通じ、次世代を巻き込みながら男女共同参画社会の在り方をわかりやすく伝えていくための方策について検討する。

## (3) 女性の起業支援チーム（継続）

- ・関係府省や地方自治体、各種団体等と連携しつつ、女性起業家や女性起業支援制度等に関する情報を収集する。
- ・これらの情報をチーム内各団体において共有・発信することで理解を促進するとともに、各種セミナーや女性応援ポータルサイト等を通じて、対外的にも積極的に情報発信を行う。

## 4. 共催事業「国・地方連携会議ネットワークを活用した男女共同参画推進事業」

- ・男女共同参画の推進に資する幅広いテーマにおいて、団体、傘下団体、企業、個人のみならず、広く一般を対象として、働きかけや周知等を行うことを目的として、セミナー・シンポジウム等の企画を募集し、内閣府・連携会議と団体が共催する。
- ・企画提案と周知の可能性を広げる観点から、主催する団体を複数化し、連携強化を経た企画・運営を行うとともに、事業終了後の結果・成果の検証を丁寧に行うことにより、共催団体相互の活動活性化・恒常的な連携促進を目指す。

## 5. 議員相互の情報共有

- ・男女共同参画推進に資する情報の共有について、日常的に電子メールを中心に積極的に行うとともに団体からの情報発信を促す。
- ・各団体の男女共同参画推進に資する取組について、日常的に電子メールを中心に積極的に情報共有する。また、各団体は他団体の取組を踏まえ、団体間の取組の連携を図る。
- ・男女共同参画に関するパンフレット「ひとりひとりが幸せな社会のために」を作成し、団体、傘下団体、企業、個人等に積極的に周知を行う。

## 6. 聞く会（年4～5回程度）

- ・一般の人を対象とし、時宜に応じた男女共同参画関係トピックや、政府の取組についての情報発信・一般との意見交換を行う。

### （テーマ（案））

- ・国際会議（APEC女性と経済フォーラム・国連婦人の地位委員会）の結果・成果報告、国際社会における男女共同参画の動向
- ・有識者議員等による講演・パネルディスカッション  
テーマ例：男性のリーダーシップ、メディアにおける男女共同参画、  
困難を抱えた女性への支援、女性と起業
- ・各チーム活動の成果報告

等